

「鳥取県環境教育等行動計画」の改定概要

【改定の趣旨】

- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」において、都道府県は環境保全の意欲の増進や環境教育等の推進に関する行動計画の作成が努力義務とされており、本県では平成26年に「鳥取県環境教育等行動計画」を策定。
- 策定から5年が経過し、国の基本方針の改訂(平成30年6月)のほか、令和2年3月には本県の新たな環境基本計画である「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」が策定される等、様々な状況変化が生じていることを踏まえ、本県の目指す社会の実現に向けて、計画内容の見直しを行う。

【行動計画の位置づけ】

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に基づく、都道府県の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画

主な改定内容

鳥取県が目指す方向性の反映

県のイニシアティブプランが目指す持続可能な社会の実現を、環境教育等の取組の方向性として反映

【令和新時代とっとり環境イニシアティブプランが目指すもの】

- ・環境分野のSDGs達成を念頭に、鳥取県の健全で恵み豊かな環境を持続可能なものにする
- ・暮らし・地域・経済の各ステージの取組の相互作用により持続的に発展可能な仕組みを目指す

環境教育等の取組の方向性・・・持続可能な社会の実現に向けた協働と人づくり

- ・持続可能な地域づくりに向けて、県民一人ひとりが行動
- ・あらゆる主体が環境への意識を高め、環境教育等に連帯して参画
- ・次世代を担う子どもたちの豊かな感性・能力を社会全体で育成

環境教育等の柱となる考え方と取組の整理

環境教育等推進の柱として4つの方向性を明確化し、これらに基づいて取組を整理すると共に、国の基本方針・県のプラン等を踏まえた新たな内容を追加

持続可能な社会に向けた協働・人づくり

① 持続可能な未来を担う次世代の育成

幼児期からの環境意識醸成、学校教育における発達段階に応じた学びの推進等

② より良い地域づくりに向けたあらゆる主体の行動と参画

主体的行動を促す普及啓発の推進、多様な学びや活動の機会・場の提供、事業者の取組の推進等

③ 地域の環境活動をリードする人材の育成・活用

地球温暖化防止活動推進員の育成、とっとり環境教育・学習アドバイザーの活用等

④ 様々な主体が連携したパートナーシップの推進

行政・関係機関・事業者・民間団体等の連携、学術機関等との連携、大学生等の若い世代の参画等

【新たに追加した主な取組】

- ・幼児期の環境教育として、豊かな自然を活用した保育や自然体験活動を推進
- ・学校教育における「持続可能な開発のための教育」(ESD教育)を推進
- ・星空環境を活用した教育の推進
- ・企業の率先的な環境配慮経営を推進
- ・「とっとり環境推進県民会議」による多様な主体の連携・協働の推進
- ・大学生等の若い世代の参画を推進